

法科大学院等の教育の更なる改善・充実方策について（案）

平成31年1月 日
文部科学省高等教育局専門教育課

今期の本特別委員会は、昨年3月13日付で、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的方向性」を取りまとめるとともに、10月5日の特別委員会において、法曹コースの制度設計等について概ね了承したところである。本資料は、事務局として、これまでの御審議を踏まえて、法科大学院等の教育の更なる改善・充実方策について、今後の方向性や検討すべき課題を整理したものである。

1. 法科大学院教育の充実について

現在、法科大学院教育は、連携法第4条に基づき、法科大学院における自主的かつ積極的な努力によりその教育の充実を図ることとされている。

一方、法科大学院教育と司法試験、司法修習の有機的連携に基づくプロセスによる法曹養成という理念を踏まえれば、法科大学院教育においても、司法試験及び司法修習を常に念頭に置きつつ、円滑に接続するよう体系的に教育が行われるべきであり、各法科大学院による自主的な創意工夫という理念は維持しつつも、司法試験で求められる資質能力をしっかりと身につけさせることは当然に求められる大学の責務として、改めて法令上規定することとする。

また、現在文科省告示で定められている修得すべき科目について、文科省令で定めることとし、文科大臣が当該大学の責務を念頭に、当該省令の制定改廃を行わなければならないこととしたい。

なお、現在、当該省令の制定改廃においては、連携法に基づき法務大臣が意見を述べることとされており、今回教育内容を当該省令に規定することにより、文科大臣からの通知と法務大臣による意見を通じて、文科省が法務省と更に緊密な連携関係を構築し、法科大学院・司法試験等の一層の有機的連携を図ることとなる。

(1) 法律基本科目の体系的整理

① 法科大学院においては、基礎的又は共通して履修されるべきものから応用的又は選択により履修させるべきものへと段階的かつ体系的に教育が実施されることが必要。

② また、これらの教育を通じて、以下で示す学識及び能力並びに素養を涵養することが必要。

(ア) 裁判官、検察官又は弁護士となろうとするものに共通として必要とされる法律に関する分野の学識等

(イ) (ア)に掲げる学識及び能力の基盤の上に涵養されるべき学識等

・ 専門的な法律の分野に関する学識など

・ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

・法律に関する実務の基礎的素養

③法学教育の体系化に当たっては、例えば、

(イ) 法律の基本的な考え方や知識の習得、多様な学説や裁判例などの考え方について、主に講義形式で理解する段階。

(ロ) 知識や考え方の具体的な事例等への適用範囲・射程について、双方向・多方向の講義方式や演習方式を併用するなどして理解する段階。

(ハ) 具体的な事例等に対する法の適用について、論理的な結論により表現し、さらに最新の実務的な課題に対する研究・議論・実証を行うことについて、演習方式や論文作成方式などによって理解する段階

など2～3段階に分けて整理することが必要。

未修者コース一年次の教育については、現在、調査研究が進んでいる文部科学省の委託調査の結果を積極的に活用されることを期待する。

※授業の形式については、各法科大学院において創意工夫が図られることが期待される。

※法曹コースにおいては、(イ)は少なくとも修了していることが必要。

(2) 法科大学院における実務基礎教育や展開・先端科目の更なる充実について

実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育は原則として法科大学院で行うこととされており、各法科大学院においては、それぞれの特色を活かして、実務基礎科目や展開・先端科目等の授業科目、海外留学を始め国際プログラム等を充実していくことが期待される。特に、法曹実務に直結する展開・先端科目については、各法科大学院生の意欲・関心等に応じ、法科大学院において十分な学修機会を確保することが望まれる。

そのための方策として、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」以外にどのようなことが考えられるか。例えば、実績を上げている法科大学院の認証評価においては、このような取組みを促す方向で簡素化・重点化する方向で検討する。

(3) 法学教育における教育手法

様々な手法があり得る前提で、例えば、基礎的な知識の修得・理解においては講義形式が有用であるのに対して、知識や理解を実証的に展開していく場合には、演習方式や論文作成方式などが適した教育手法となり得る。

したがって、適切な事例問題を題材として必要な法の適用と論理的思考を表現することを学ぶため、学修の段階に応じて、司法試験論文式の試験の問題も含め、適切な事例問題を用いた演習・指導が効果的に行われるよう、関係法令を改正する方向で検討する。

2. 法科大学院の認証評価の在り方について

(1) 法科大学院の認証評価については、法律実務家を養成する中核的な教育機関として行われる理論と実務を融合した教育や特色ある取組の改

善・充実を促すような評価であることが期待される。

しかしながら、実際には法令で定められていない事項についても細部にわたって規定しているにも関わらず、法科大学院の教育研究の改善・充実につながっていないとの声がある。

法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成する法曹コースの制度化に当たり、協定の履行状況について認証評価において確認するのに併せて、法科大学院の認証評価の簡素化・重点化について検討することが適当。

- (2) 例えば、司法試験に関連する指導方法等については、各認証評価基準において、「試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切ではない」旨が示されている。この点は、文部科学省の「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて（平成26年7月16日 文部科学省高等教育局長通知）」においても周知しており、その点は変更しない。

しかし、同通知においては、「法科大学院教育では、将来の法曹としての実務に必要な学識とその応用能力及び、法律実務の基礎的な素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施することを前提とした上で、授業において事実認定・論点抽出・論理構成を修得させる際に、司法試験論文式の過去問等を題材の一つとして使用すること」を認めているが、法科大学院の授業においては、認証評価との関係から、司法試験等に関連する指導方法等については過度に委縮した状況にある。

については、適切な事例問題を題材として必要な法の適用と論理的思考を表現することを学ぶため、学修の段階に応じて、司法試験論文式試験の問題も含め、適切な事例問題を用いた演習・指導が効果的に行われるよう、関係法令を改正する方向で検討することが適当（再掲）。その上で、これを踏まえ各認証評価機関の評価基準を見直すことが必要。

- (3) 一方、法曹コースを開設するに当たっては協定先となる法科大学院は、法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（適格認定）を受けていることを要件とすることとする。

3. 法科大学院の未修者コースの改善・充実について

- (1) 現状を踏まえ、入学者の質の確保の観点から、純粹未修者や社会人経験者の割合を3割以上とする告示は見直しをした一方で、多様かつ有為な人材を確保する必要性は一層高まると考えられることから、これらの者についてその適性を適確に評価するよう、入学者選抜における配慮義務を規定する。さらに、各法科大学院は、来年度から本格実施される共通到達度確認試験も活用して、進級時の質保証を充実させる。

- (2) 入学時に十分な実務経験等を有する者については、大学が適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能としている。法科大学院で行われている優れた基礎法学の教育にかんがみれば、さらに充実させることも考えられる一方で、法科大学院において基礎法学・隣接科目が必修とされた趣旨を踏まえれば、各法科大学院の判断により、純粋未修者や社会人経験者については、基礎法学・隣接科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とする方向で検討する。
- (3) 法学未修者については、若手実務家による自らの学修経験を踏まえたきめ細かな指導に教育効果が期待されることから、このような指導の一層の促進のため、若手実務家を専任教員として活用することができるよう、実務家教員の実務経験年数（現行おおむね5年以上）について、教育の質が確保されることを前提に、科目の特性を踏まえつつ、見直しを検討する。
- (4) 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対して、その取組をさらに促進していくべく、より安定的・継続的に支援するとともに、優れた未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能にする取組を行う。
- (5) さらに、純粋未修者や社会人経験者に対して、入学後の適性のミスマッチを防止するため、出願前に法科大学院教育を体験できるようにすることや法科大学院不在地域の大学と連携した法学未修者教育を推進するための方策等を検討する。